

書評

小泉洋一著『政教分離の法
フランスにおけるライシテと法律・憲法・条約』
(法律文化社、2005年)

中島 宏 (一橋大学大学院)

その名に「共和国」を冠するフランス共和国は、自らのアイデンティティを「共和国の理念」と呼ばれるものに置く。しかし、その内実を巡っては対立が激しい。なぜなら伝統的な「共和国の理念」は、上からは欧州統合や欧州法の進展、あるいはグローバリズムからの要請を受け、下からはさらなる民主化の徹底や地方分権、あるいは「相違への権利」を求める声からの突き上げを受け、揺らいでいるからである。フランス独自の政教分離原則、ライシテ (laïcité) もその例外ではない。

本書は、そのような「共和国の理念」の再検討の中にあって絶えず変容をせまられているライシテの原則を、法律・憲法・条約の各レベルにおいて、主に実証的な角度から検討を行っており、フランス宗教法の現在と欧州法における政教分離原則の「国際化」の重要性を明らかにした労作である。

周知のように、1989年以来ライシテは激しい論争の渦中にある。公立学校におけるスカーフ着用を巡って始まったライシテの捉えなおしを通して、非宗教化の徹底による国民統合機能の強化か、あるいは個人の宗教的自由の保障優先か、という鋭い対立が明らかとなった。言い換えれば、ライシテの共和主義的解釈を貫徹するのか、それともライシテの多元主義的な理解を推進するのか、ということである。

そもそもライシテは、19世紀から20世紀への世紀転換期における、共和派主導の政府とカトリック教会との政治的闘争の産物であって、様々な意図や妥協が織り込まれた複雑な性格を持つ制度である。既に前著『政教分離と宗教的自由 — フランスのライシテ —』(法律文化社、1998年)や本書第1部第1章で

明らかにされているように、一方で、確かにライシテは、果たして「政教分離」と呼称してもよいのか疑問を呈する余地があるのではないかと思われるほど、「例外的な」性格を一面で持っている。すなわち、当時のカトリック教会の「国家内国家」的な影響力を排除し、国家の単一性や統合性を確保する役割を期待していた者もいたのである。しかしまた一方で、自由主義的な性格も強く、一時期はカトリック教会との深刻な対立を呼んだものの、ライシテはフランスの法と社会に定着し、宗教的自由の保障を強化した側面もあった。

このように、ライシテという概念は歴史的に見ても曖昧かつ多義的であり、共和主義的理解か、あるいは多元主義的理解か、といった論者の立場によって、言わば様々に「色付け」が可能である。本書が検討している2001年のセクト規制法や2004年の宗教的標章法の評価を巡って(第1部第2章)、あるいはライシテと共和国の基本原則との距離をどう考えるかという点に(第2部第4章)ついて、それぞれ意見が分かれても不思議ではない。

このようなフランスの状況に直接・間接に影響を与えているのが、欧州レベルにおける人権保障の進展である。欧州人権条約第9条に規定される宗教的自由に関連して欧州人権裁判所(以下、人権裁判所)が下す判決は、フランス国内法および判例にも影響を与えざるを得ない。その影響は、第3部で丹念に検討される人権裁判所の判例群が、セクトのような宗教団体の宗教的自由の保障の強化をもたらしたという点だけではない。特にイスラム教に関連する事件においての人権裁判所の解釈如何によっては、結果としてライシテも、その共和主義的な側面あるいは多元主義的な側面が強調されることになる。

事実、フランスの学説の中には、欧州人権条約は宗教的自由の尊重を強化しているのに対し、フランス国内法や憲法はフランス固有のライシテを原則としており、欧州人権条約が参照されることでライシテの固有性が希薄化するのではないかと考える者もあったようである(本書182頁)。

しかし、本書第3部第3節、および本書の後に明らかにされた著者の論文(「国際人権保障と政教関係 — ヨーロッパ人権裁判所の判例におけるライシテの原則 —」甲南法学第47巻第4号、2007年)によると、そう単純でもないようである。

人権裁判所が管轄を持つ欧州の各締約国は、複雑な「宗教的遺産」を受け継いでおり、政教分離制度から公認宗教制度、あるいは国教制度まで多様な政教関係に彩られている。このため、一方で人権裁判所は「社会における宗教の意義の画一的な考え方をヨーロッパ全体で見極めることは不可能」（レイラ・シャヒン判決）として、各国の評価の余地を大きく残す傾向が見られる。

しかしまた一方で、人権裁判所は一定の宗教的中立性を締約国に要求していることも事実である。例えば、神権政治制度のような政教関係に反対するだけでなく、「多元主義を除去して緊張の原因を阻止することではなく、対立する諸集団が相互に寛容である事を確かなものにする」（ベッサラビア府主教正教会判決）ことを求めており、またそのことがひいては『民主主義』の土台の一つをなす」（コキナキス判決）としている。ここでは、宗教的中立性が多元主義と寛容、そして「ヨーロッパの公序」としての民主主義と、密接に関連付けられている。「真のヨーロッパ宗教法」を形成する機関として、人権裁判所はより踏み込んだ立場をとっているというのである。

この立場は、フランスと同様にその歴史的・社会的経緯から厳格な政教分離制度をとるトルコに関する判例において、顕著である。例えば、ライシテの原則は「法の優位および人権と民主主義の尊重と一致」するのであり、「この原則を尊重しない態度は、宗教を表明する自由に属するものと認められるとは必ずしも限られず、人権条約9条が行う保護をうけることはできない」（繁栄党判決）。そして、「宗教規範に基づく自己の社会の構想および自己の宗教的象徴物を社会全体に強要しようと努める過激政治集団」が存在するトルコで、大学における宗教的象徴物の着用を禁止する措置は、「他者の権利および自由」および「公の秩序の維持」を達成するという正当な目的を持ち、「大学における多元主義を保護する措置を構成する」（レイラ・シャヒン判決）とした。

ライシテに対するこのような人権裁判所の「好意的姿勢」からして、「ライシテは国内の価値の状態からヨーロッパ的価値の地位に移行した」（フロス）と見ることができるという。この点からして前掲論文によると、人権裁判所の判例はヨーロッパの多様な政教関係を、宗教的多元主義を尊重しながら政教分離化するという方向に、多少なりとも画一化・接近化させることが予想されるとい

う。ここで人権裁判所は、各国の裁量を広く認めながらも、同時に民主主義の土台となる一定の政教分離を求めるという、時に矛盾する可能性さえある二つの方向性の中で、言わば「微妙なバランス」を取っていると言うことができるかもしれない。

本書は、非常に多義的で流動的なライシテに関する議論と、この「微妙なバランス」を取る人権裁判所の立場を、その全体像の「読み難さ」にもかかわらず、真正面から取り上げ、まとめ上げた作品ということができる。フランス宗教法の研究だけではなく、日本の宗教学の豊饒化と刷新にも寄与するところが大きいと思われる。